

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、曾我法律事務所（現シティユーワ法律事務所、以下「当事務所」）が作成し、PDF ファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及び PDF ファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

北京、上海及び広州の知的財産権法院の事件管轄に関する最高人民法院の規定
（法釈[2014]12号として2014年10月31日公布、同年11月3日施行）

北京、上海及び広州の知的財産権法院の事件管轄を更に明確にするため、「中華人民共和国民事訴訟法」、「中華人民共和国行政訴訟法」及び「北京、上海及び広州における知的財産権法院の設立に関する全国人民代表大会常務委員会の決定」等の規定に基づき、本規定を制定する。

第1条 知的財産権法院は、所在市の管轄区内における次の各号に掲げる第一審の事件を管轄する。

- （一） 特許・実用新案・意匠、植物新品種、集積回路の配置設計、ノウハウ及びコンピューターソフトウェアに係る民事及び行政事件
- （二） 國務院の部門又は県級以上の地方人民政府によりなされた著作権、商標、不正競争等に関わる行政行為に対し訴訟が提起された行政事件
- （三） 著名商標の認定に関わる民事事件

第2条 広州知的財産権法院は、広東省内の本規定第1条第(一)号及び第(三)号に定める事件について区域にまたがる管轄を実行する。

第3条 北京市及び上海市の各中級人民法院並びに広州市中級人民法院は、知的財産権に係る民事及び行政事件を今後受理しない。

広東省のその他の中級人民法院は、本規定第1条第(一)号及び第(三)号に定める事件を今後受理しない。

北京市、上海市及び広東省の各基層人民法院は、本規定第1条第(一)号及び第(三)号に定める事件を今後受理しない。

第4条 事件の目的に、本規定第1条第(一)号及び第(三)号に定める内容が含まれ、またその他の内容も含まれている場合には、本規定第1条及び第2条の規定に従い管轄を確定する。

第5条 次の各号に掲げる第一審行政事件は、北京知的財産権法院が管轄する。

- （一） 國務院の部門が下した特許・実用新案・意匠、商標、植物新品種、集積回路の配置設計等の知的財産権に関する権利の付与・確認に係る裁定又は決定に不服のある場合
- （二） 國務院の部門が下した特許・実用新案・意匠、植物新品種、集積回路の配置設計に関する強制ライセンスの決定及び強制ライセンスの使用料又は報酬の裁決に不服のある場合
- （三） 國務院の部門がなした知的財産権の権利の付与・確認に関わるその他の行政行為に不服のある場合

第6条 知的財産権法院所在市の基層人民法院により下された著作権、商標、技術契約、不正競争等の知的財産権に係る第一審の民事及び行政判決又は裁定に対し当事者が提起した上訴事件は、知的財産権法院が審理する。

第7条 知的財産権法院により下された第一審の判決又は裁定に対し当事者が提起した上訴事件及び法により一級上の法院に再審を申し立てた事件は、知的財産権法院所在地の高級人民法院の知的財産権法廷が審理する。

第8条 知的財産権法院所在省（直轄市）の基層人民法院が知的財産権法院の成立前に既に受理したがなお結審していない本規定第1条第(一)号及び第(三)号に定める事件は、当該基層人民法院が引き続き審理する。

広州市中級人民法院を除く広東省のその他の中級人民法院が広州知的財産権法院の成立前に既に受理したがなお結審していない本規定第1条第(一)号及び第(三)号に定める事件は、当該中級人民法院が引き続き審理する。

（法令原文名称：关于北京、上海、广州知识产权法院案件管辖的规定）